

法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯

＜令和元年 6 月 27 日 第 9 2 回法科大学院等特別委員会配付資料＞

第 10 期の審議に関する主な論点について（案）（抄）

審議に当たっての基本認識

- プロセスとしての法曹養成制度により質の高い法曹が多数養成、輩出されるよう、法科大学院において優れた資質を有する志願者の一層の回復が必要であり、先の通常国会で成立した法科大学院関連法を踏まえ、法科大学院等の教育の更なる改善・充実方策を検討する必要があること。

個別の論点

（2）法学未修者コース入学者に対する教育の在り方について

- ・ グローバル化の更なる進展やビジネスモデルの転換等が行われる中で、多様なバックグラウンドを有する者が法の分野でその知見を活かせるようにすることが一層求められており、法学未修者コース入学者の 3 年間のカリキュラムをどのように考えるか。
- ・ 入学時点において法学に関する学識には差があるが、個人の特性に応じた柔軟な学修メニューの提供やきめ細かな学修支援を行う上で、どのような課題があるか。その課題を解決するために必要となる方策とはどのようなものか。
- ・ 有職者が仕事を継続しながら法曹を目指せるような最先端の ICT 技術を活用した教育の在り方や教育手法、又は教育拠点の在り方についてどのように考えるか。

第9期法科大学院等特別委員会における未修者教育に関する主な御意見

【法学未修者教育の在り方に関する意見】

- 全体のコース設計を検討するに当たっては、既存の既修・未修にとらわれない柔軟な形とするべき。

（修業年限）

- 未修者が初年度の1年間で既修者に追いつくことは相当に困難である。この意味では、法科大学院制度の基本理念を維持するかどうかも含めて、抜本的に考え直さないといけない。
- 法律は敷居の高い学問で、その敷居を超えるのに時間がかかる人がおり、1年でやることを2年かけるという発想が必要。
- 法学未修者については、3年間の課程で司法試験に合格するのは極めて困難であるため、法学部への学士編入を促進するなど、純粋未修者が司法試験に合格できるようにするための未修者教育の在り方を検討する必要がある。

（養成課程）

- 未修者教育で大きな変革を考えるのであれば、既修者と3年間切り離して教育することも考える必要があるのではないか。その場合には、マンパワーの問題もあり、拠点化を考える必要もあるのでないか。
- 未修者教育の拠点化は一つの方策であろうかと思うが、志願者のニーズにかなうものなのか。
- 未修者教育の拠点化を行うならば、拠点校には相当程度傾斜を付けた手厚い支援をする必要があると考える。
- プロセスとしての教育や多様性の確保を法学部・法科大学院全体で捉え、完全未修者や、法学部で法曹志望に変更した学生は、法曹養成コースから学修する必要があるのではないか。
- 法学未修者については、法学部（の法曹養成コース）2年または3年に編入して基礎的な法学を学修することとしてはどうか。
- 法学部に学士編入して2年程度学修した上で、更に法科大学院で2年学修するというのは、特に社会人にはハードルが高い。未修者コースも引き続き残すべき。

（未修者コースの対象となる学生）

- 現状の未修コースは、法学部出身者が多数を占めているが、純粋未修者に限定して運営していくべき。
- 未修者の定義は法律学を学んでいない、いわゆる純粋未修者か、卒業後5年程度経過した社会人とすることが適当ではないか。

- 法学部の学生の中にも、在学中には部活に打ち込み、卒業前に一念発起して法科大学院を目指す人もいると思うので、法学部から未修者コースへ進学するルートは閉ざすべきではない。

【教員に関する意見】

- 未修者教育の質的改善のためには、1年次におけるきめ細やかな指導が必要となる。そのためには、教育能力の高い教員や学修補助者を確保することが重要。
- 若手の実務家を専任教員として活用できるよう、実務経験年数を「おおむね5年以上」とする実務家教員の要件について、対象科目や教育の質の担保に留意しつつ、緩和することを検討すべき。
- 未修者教育の方法や内容について、いくつかの法科大学院で優れた取組みが個人的に、期限的には行われてきており、それを何とか有機的に共有して、次世代の教員につなげ、教員の育成機能も持たせることが重要。

【経済的支援】

- 社会人で法科大学院を受験する者にとっては、経済的負担が過大。支援策として教育訓練給付金があるが、対象講座の要件が厳しいため、より活用しやすいものとするべき。
- 法学未修者は学修に時間を要するが、奨学金は1回でも留年すると打ち切られる。社会人経験者を含めて、時間をかけて学修することにより成果を出せる人材をサポートできる奨学金制度を構築してほしい。

【教育手法に関する意見について】

- 法科大学院がない地域とそれ以外の地域の格差が課題。ICT等を活用した法曹養成制度の在り方についても検討すべき。
- 将来的には、既修者と言われている人たちのためのカリキュラムと、今まで全く法曹の世界とは関係のないところで勉強したり仕事をしたりしてきた人が初めてチャレンジするカリキュラムが、はっきりと分かれるような方向で少しずつ制度を改善することが重要ではないか。
- 純粹未修者については、合格発表から入学までの期間の活用が重要。法科大学院の科目の先行履修に加えて、ガイダンスや授業見学など、入学直後から法科大学院での学修に馴染んでもらえるよう工夫するとともに、好事例の共有が必要。

法科大学院における法学未修者への教育手法に関する調査研究（概要）

第1 調査研究の目的

- ① 各大学の優れた法学未修者教育の実例やその手法を体系化すること
- ② ①で得た知見を基に、教育課程や入学者選抜の在り方を含め、今後の法学未修者教育の改善に向けたエビデンスに基づく提言を行うこと。

第2 調査研究の方法

- ① 法科大学院に対する実地調査（13校）
法科大学院からのヒアリング、授業見学及び授業担当教員、受講学生からのヒアリング、学生からのヒアリング
- ② 非法学部出身者、社会人経験者の学生、修了者を対象としたアンケート
- ③ 法学未修者教育について言及した関係機関、団体による提言の分析
- ④ 法学未修者教育について言及した論文、報告の分析
- ⑤ 上記①～④の結果を踏まえた検討有識者会議、調査研究担当者会議、成果報告書作成会議、事務局会議での検討

第3 調査研究結果の概要

1 法学未修者教育の改善方策：前提となる留意点

(1) 「法学未修者教育の改善」という課題の位置付け

法学未修者は、法学既修者との間で司法試験合格率、標準修業年限修了率において格差が存する。その原因は、法科大学院志願者の減少、司法試験のあり方の問題などを含めて多角的に検討されるべきであり、法学未修者教育の改善という課題も、そのなかに位置付ける必要がある。

(2) 「らせん型」能力修得過程をふまえた取組の必要性

法学未修者（とりわけ初学者である非法学部出身者、社会人経験者）は、既修者に比して、学修方法を身につけることに困難が存すること、法的能力修得過程が「段階的」ではなく「らせん型」であること、孤独感を抱きがちであることなどの特徴がある。法学未修者教育の改善方策については、これらの点を踏まえた検討が必要である。

(3) 一体としての改善策を連携して実施する必要性

法学未修者教育の改善は、個々の取組を断片的に実施するのではなく、改善策を一体のものとして構想し、個々の取組を改善策全体のなかに位置付けて実施することが重要である。また、法科大学院執行部、教員、補助教員、学

生という関係者相互において、十分な意思疎通をはかり連携をとって実施することが重要である。

2 法学未修者教育の改善方策

(1) 志願者確保策

法曹という職業に関心を抱いてもらう機会になるような取組，法律学修に対する適性を判断する機会になるような取組，専門実践教育訓練制度の活用等社会人経験者に対する経済的支援の実施などが考えられる。

(2) 入学者選抜

多様な人材の受入れに積極的であるというメッセージを志願者に対して発する取組を行うことが考えられる。

(3) 入学前後の取組

学修方法や基本書の選び方，条文・判例の読み方など，法律学修の前提となる事項について情報提供を行うという目的を積極的に位置付けて実施することが重要である。

法律学修の開始時期の前倒しを目的とした入学前の取組は，入学予定者全員に参加を強制できないことから，同取組への参加を当然の前提として入学後の授業が実施されることのないよう配慮が必要である。

(4) カリキュラム

ア 1年次の法律基本科目の配当は，初学者の立場に立って検討される必要がある。同時期に複数科目が配当される民法については，各授業間の連携と担当教員間の連携がとりわけ重要である。

イ 1年次に事例を中心に扱う授業科目を配当すること，同科目において，事例分析に加えて法文書作成を行わせることが有益である。

ウ 2年次において，法学未修者のみを対象とした科目を配当することも検討されてよい。

(5) 授業内容・方法

ア 個々の教員が，自らの授業のあり方について常に見直しを行い，改善を図ることが重要である。その際，予習，復習の指示の出し方も視野におくことが必要である。

イ 授業期間終了後だけでなく，授業期間中に授業アンケートを実施することは有益である。

ウ 授業見学の機会や，授業内容・方法に関するFDの機会を定期的に設けることは必須である。その際，教員全員の参加を確保する工夫が必要である。

エ 予習課題や復習課題によって学生が負担加重に陥らないよう，担当教員間

で課題を出す時期や課題の負担感について調整をはかることも検討されてよい。

(6) 試験

ア 法文書作成の経験に乏しい法学未修者にとって1年次前期の期末試験をどう乗り切るのが大きな負担となり、1年次前期の学修にマイナスの影響を与えている。この現状を踏まえた対応が必要である。

イ 過去の司法試験短答式試験問題や共通到達度確認試験試行試験の問題を1年次においても授業の内外で活用することが検討されてよい。

ウ 共通到達度確認試験を進級判定の資料として活用するに際しては、同試験の準備のために法学未修者の学修活動のバランスが崩れることのないよう配慮する必要がある。

(7) 正課外での学生への対応

ア 教員による学生面談を学生の学力向上のために活用することを検討する必要がある。面談に際しては、前提として学生の学修状況等に関する情報を「学生カルテ」の作成などを通じて教員間で共有することが有益である。

イ 学生の復習等の便宜に供するための授業録画の取組は有益である。より簡便な方策として、授業の録音を行うことも考えられる。

ウ 補助教員の活用が図られるべきである。ゼミの実施や質問対応等による学修内容面でのフォローのほか、学修方法に関するアドバイス、生活面、精神面でのフォロー、学生の状況や意見、改善要求を教員や法科大学院執行部に伝えて学生と法科大学院側との橋渡しを行うことなど、補助教員が果たしうる役割は広汎である。

補助教員の活用に際しては、教員や法科大学院執行部との間で緊密な連携を図ることが重要である。また、一人の学生に対し、入学から修了まで同一の担当補助教員を配置すること、補助教員同士の縦のつながりを通じてそのノウハウを継承することなどが有益である。

(8) 学修意欲を維持する取組

ア 非法学部出身者、社会人経験者は、孤独感を抱くことが少なくないことから、1年次の早い時期に、学生同士の交流をはかる機会を積極的に設けることが有益である。

イ 非法学部出身者、社会人経験者は、法曹に対するイメージをもたないまま入学するケースが多いことから、1年次に法曹と交流する機会や、法曹の実務について学んだり実務に触れる機会を設けることが有益である。

3 改善方策の実施に向けた課題

(1) 法学未修者教育のコストに対する配慮の必要性

法学未修者に対する教育は、法学既修者に比して、手間暇のかかる活動である。司法試験合格率が各法科大学院の社会的評価の最大の指標となっている現状の下、このような法学未修者教育に要するコストを考えるならば、充実した法学未修者教育の実施を、各法科大学院の自主的な努力のみに委ねることは現実的ではない。したがって、法学未修者教育に焦点をあてた継続的、安定的な財政支援の仕組みが検討される必要がある。

(2) 教員の負担に対する配慮の必要性

法学未修者教育の改善方策の実施に際しては、教員、補助教員、職員の人的体制の充実のほか、教員間の連携強化や実施事務の効率化、補助教員やICTの活用など、様々な方法を通じて、教員が負担加重に陥ることのないように配慮する必要がある。

(3) 認証評価制度との関係

認証評価制度は、法科大学院制度の基本理念を維持し、司法試験合格を主目的とした教育機関に変質しないために重要な役割を果たしてきた制度であり、その意義は些かも揺らぐものではない。しかし、法科大学院教育の現場の状況を踏まえるならば、法科大学院教育の質の向上に向けた取組を円滑に実施するに際して、認証評価基準やその運用のあり方に見直すべき点がないかについては、検討の必要がある。

(4) 進行中の改革案との関係

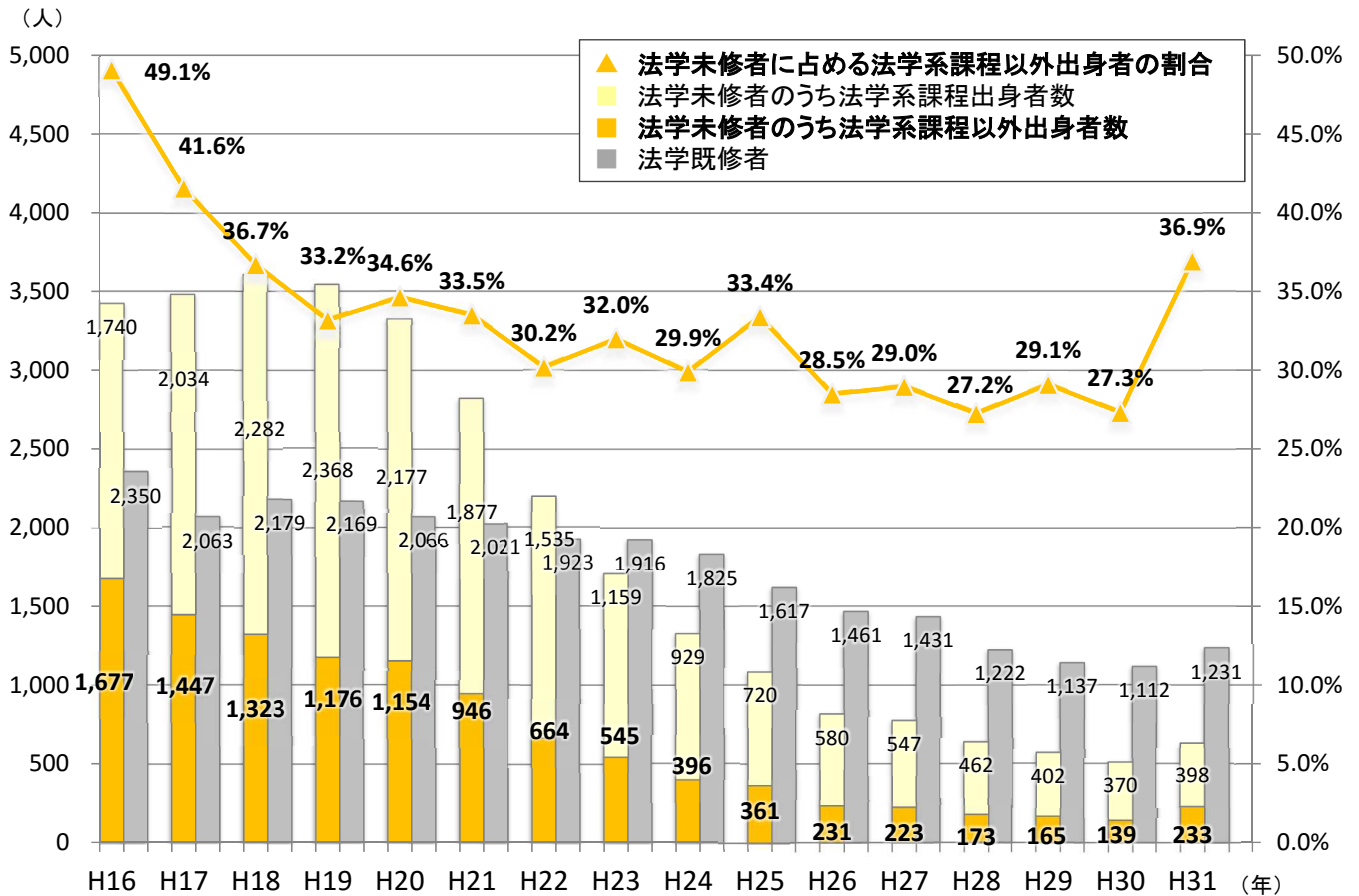
法学部における法曹コースの創設や法科大学院在学中に司法試験受験を可能とする制度の創設など、現在検討中の改革が実現した場合には改善方策の内容も異なってくる可能性があることは留意される必要がある。

4 今後の取組：法学未修者教育に関する情報共有と継続的検討の必要性

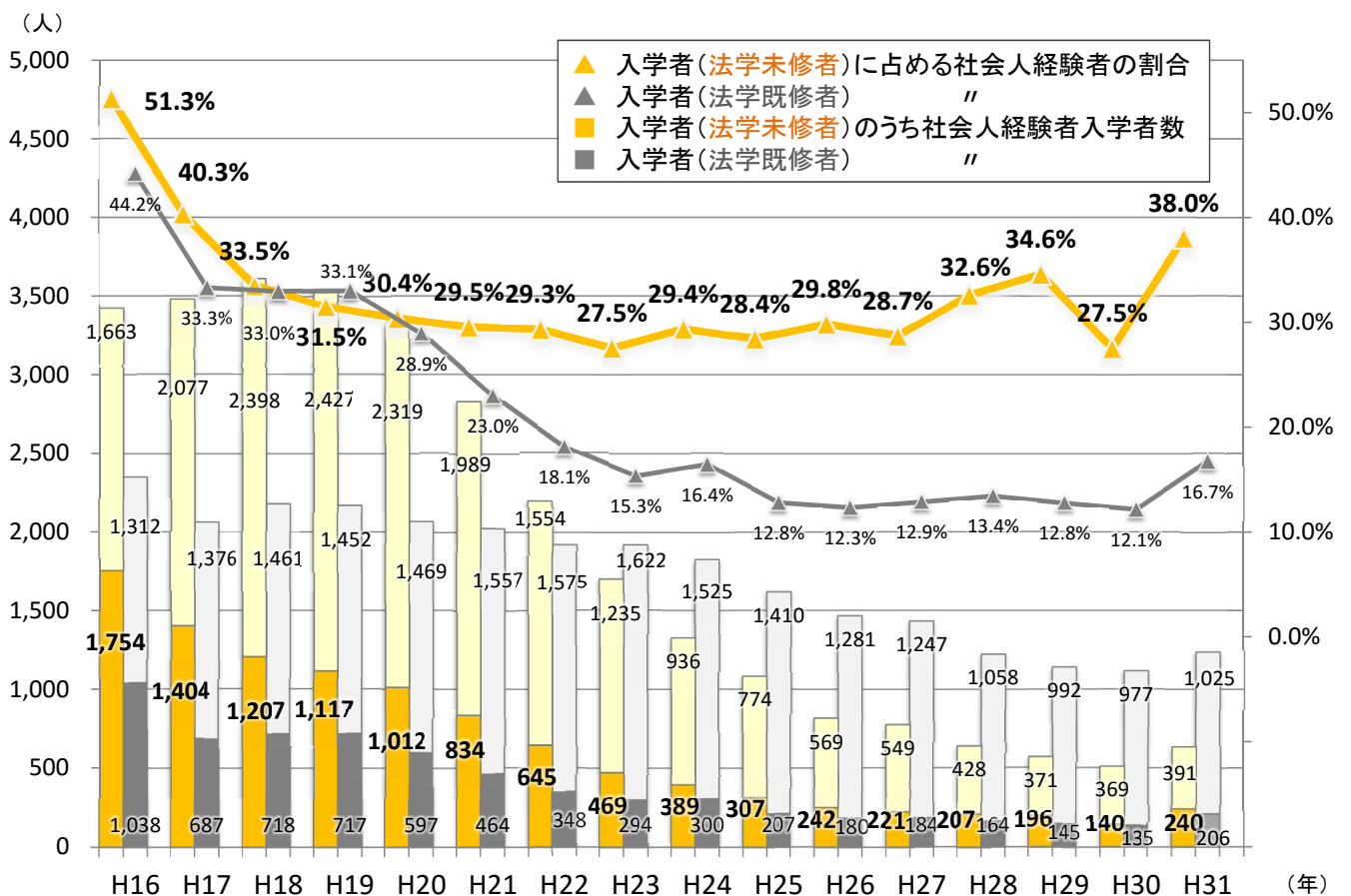
今後の継続的な取組と情報共有の仕組みとして、法学未修者教育について継続的に調査研究を行うシンク・タンクの役割を担う機関を設けることを提言する。既存の民間団体が当該シンク・タンクの役割を担う機関となり、一定の予算措置の下、国または各法科大学院からの委託により、継続的な調査研究を行うことが、一つの現実的な方策として考えられる。

その際、各法科大学院や法科大学院協会が、同シンク・タンクによる情報収集、調査研究活動に直接関与すると共に、たとえば、法科大学院協会主催のシンポジウムの実施等を通じて調査研究に関する情報の周知、共有化を図るなど、同シンク・タンクと各法科大学院、法科大学院協会が密接に連携することが必要である。

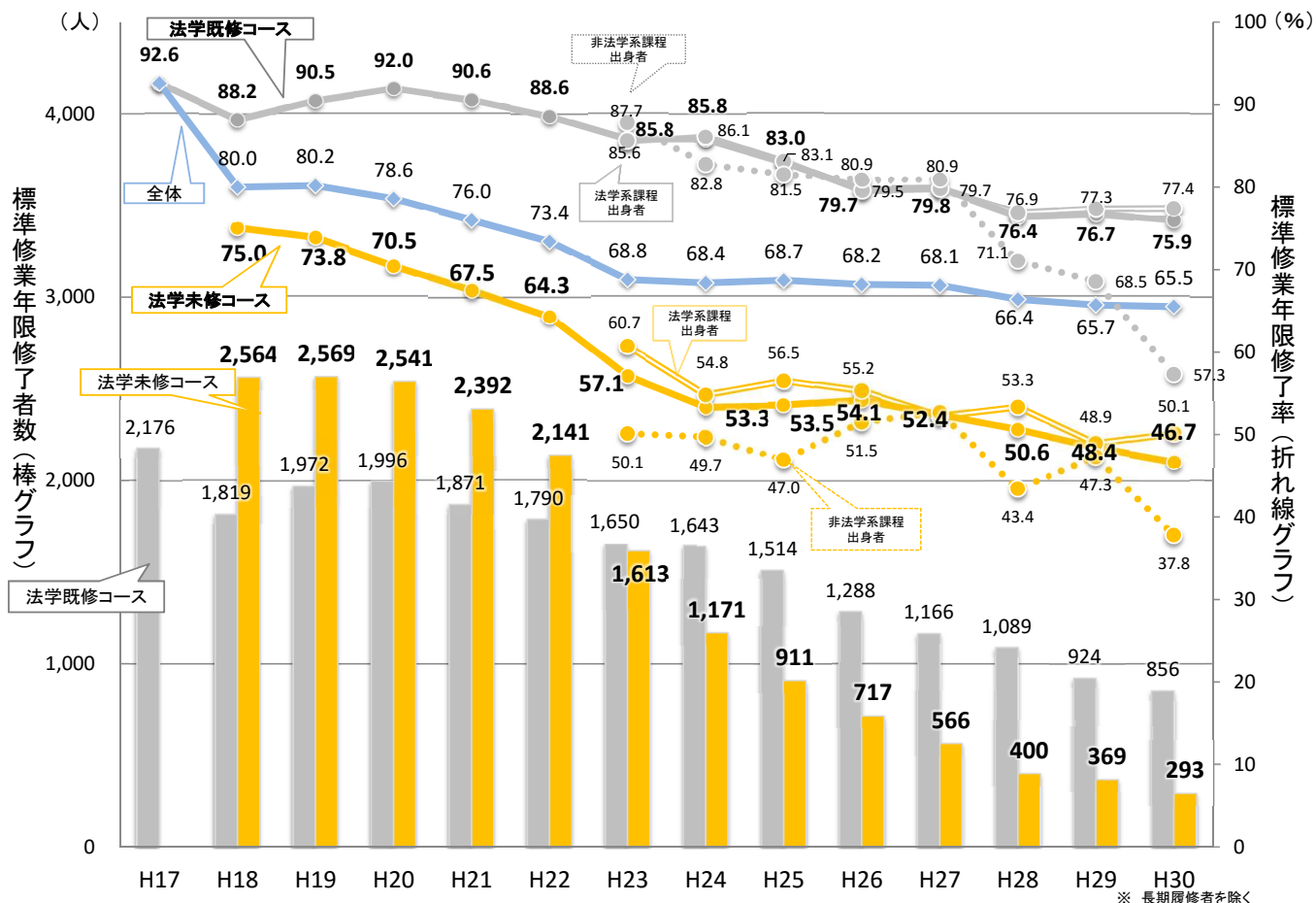
入学者数の推移(法学系課程関係)



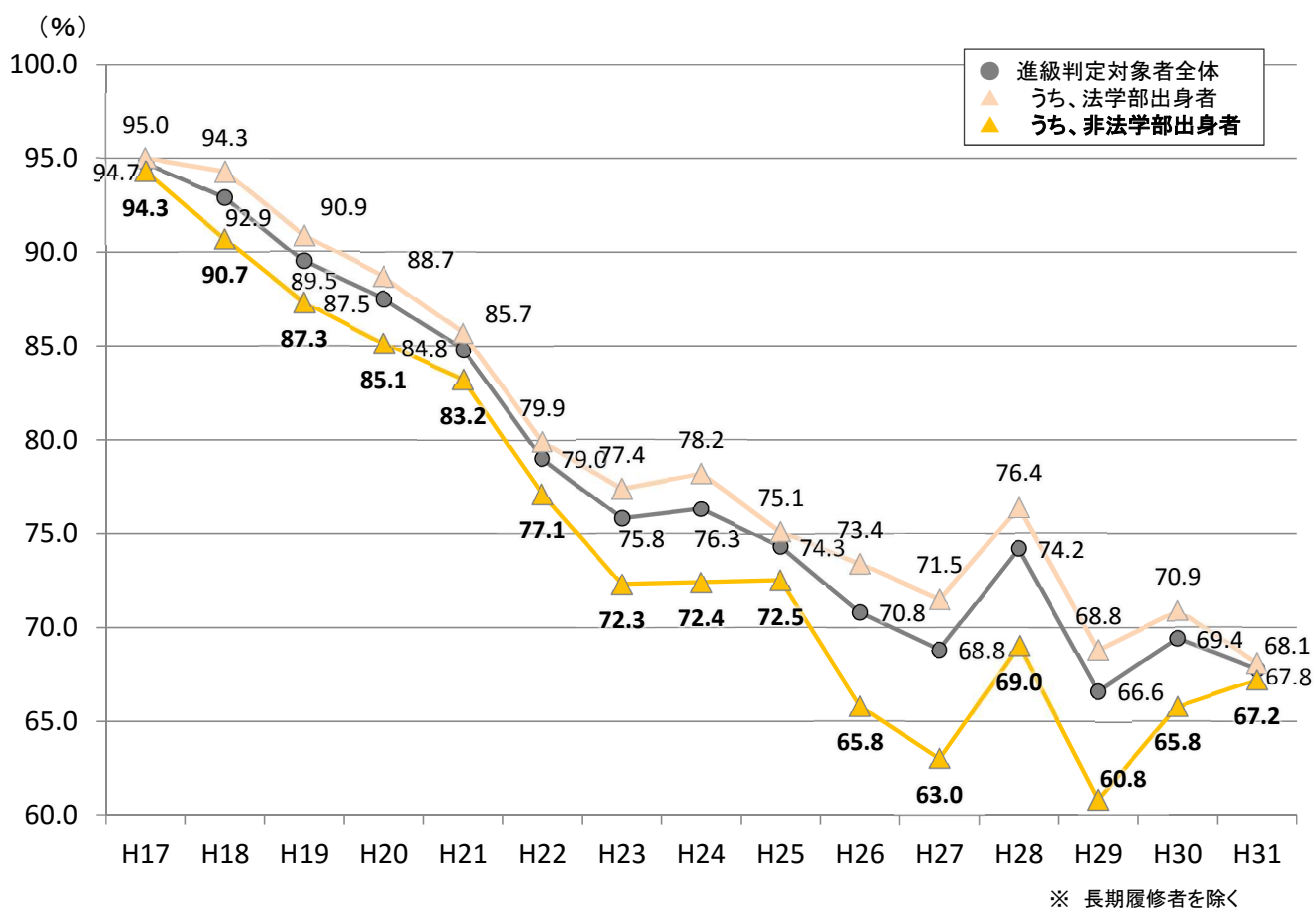
入学者数の推移(社会人経験者関係)



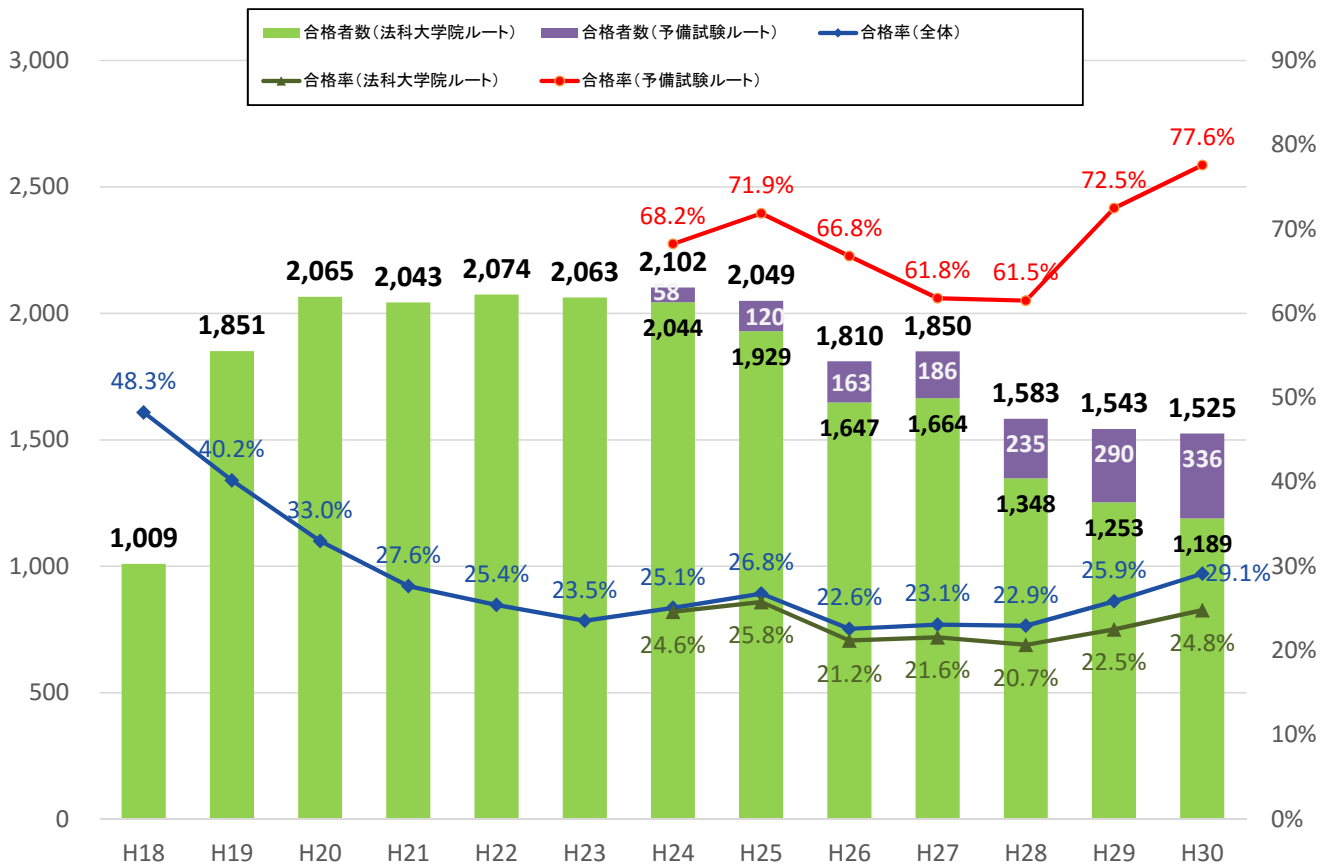
標準修業年限修了者数・修了率の推移



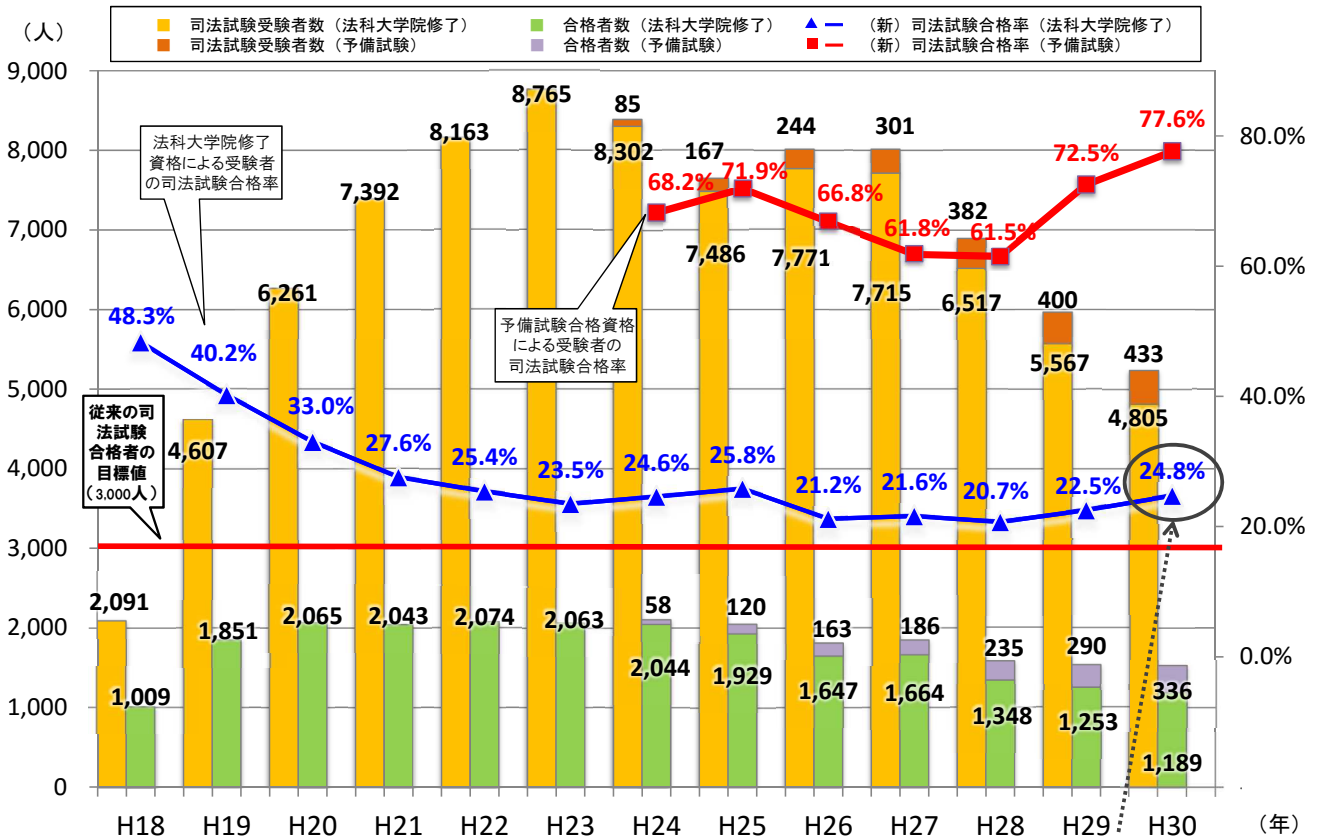
進級率の推移(未修1年次から2年次への進級率)



司法試験合格者数のこれまでの推移



司法試験合格率のこれまでの推移



【平成30年試験の結果】

※平成18年の受験者は、法学既修者コースの修了者のみ。

法学既修者: 33.19 %

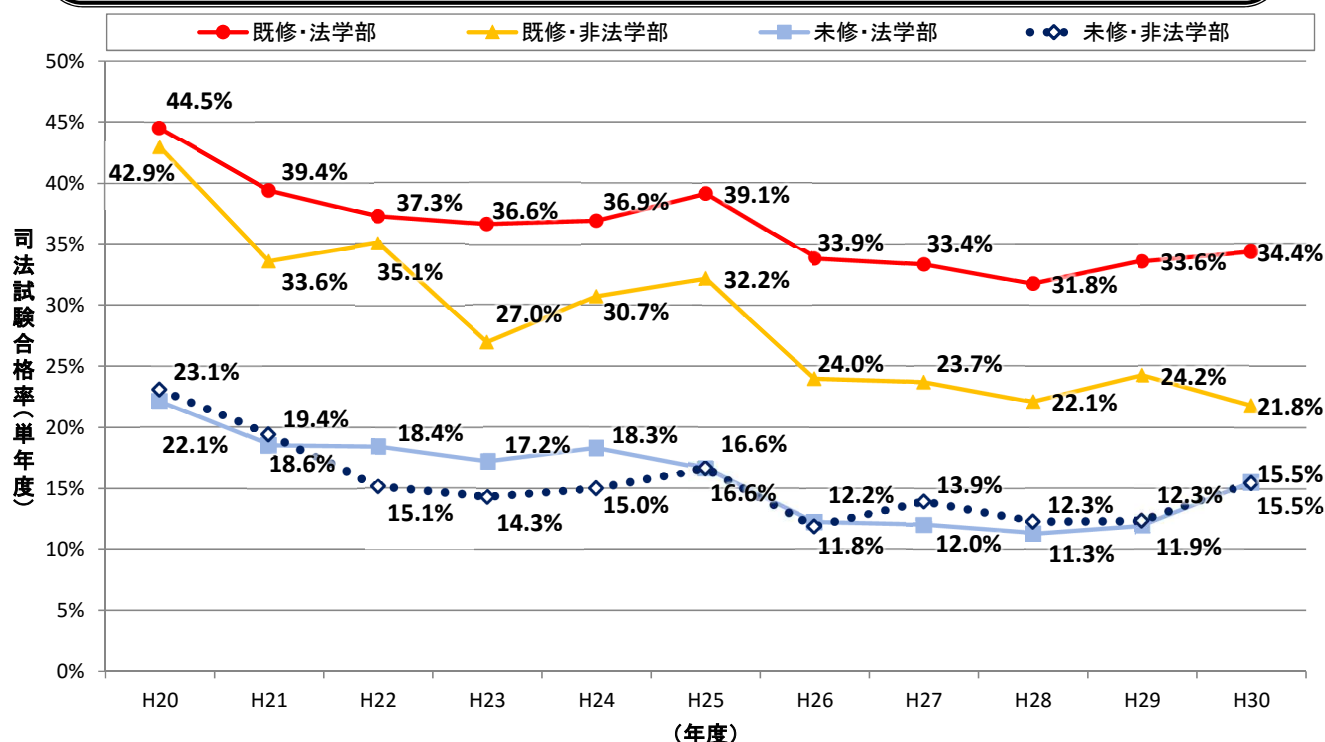
法学未修者: 15.51 %

既修・未修、法学部・非法学部別 司法試験合格率の推移

- ・ 法学既修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も高い。
- ・ 近年、法学未修コース修了者(法学部出身)の司法試験合格率が最も低い。

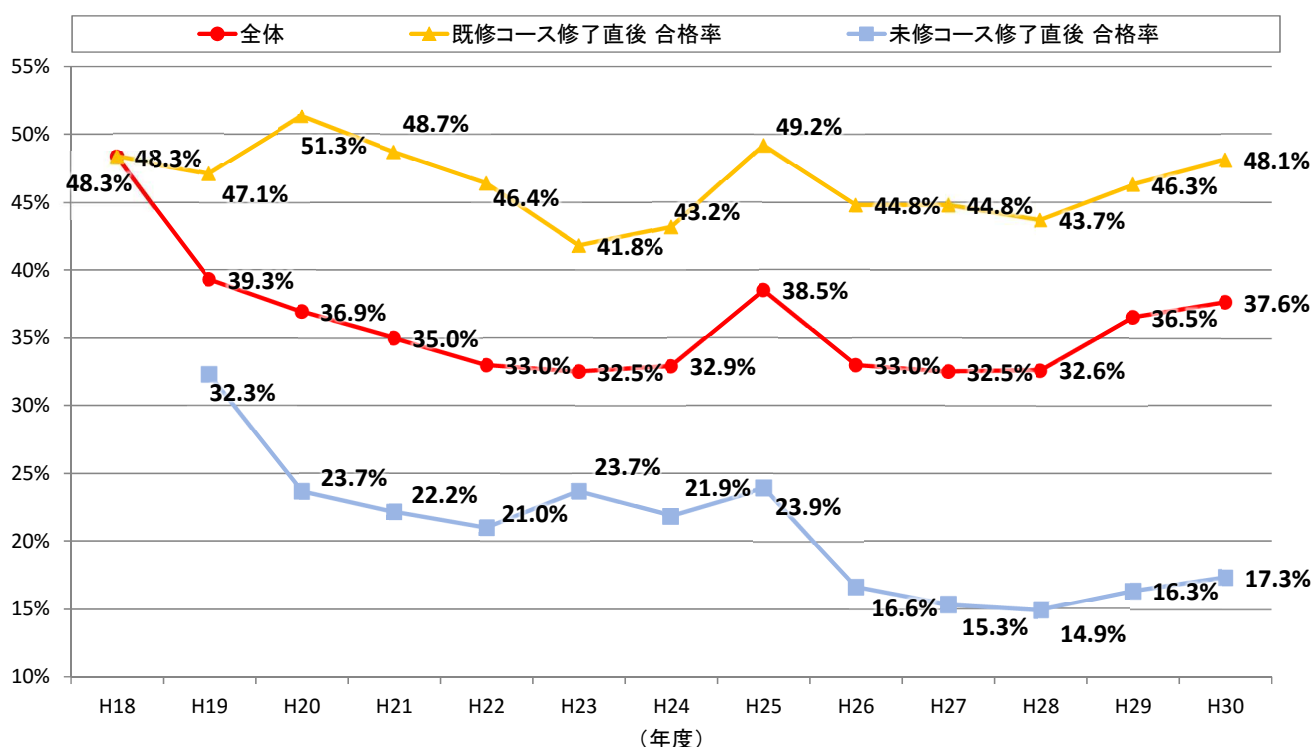
※ 平成30年司法試験受験者(法科大学院修了資格)に占める割合

法学既修コース修了	法学部	47.2%	法学未修コース修了	法学部	33.9%
	非法学部	5.0%		非法学部	13.9%



既修コース及び未修コース修了直後の司法試験合格率

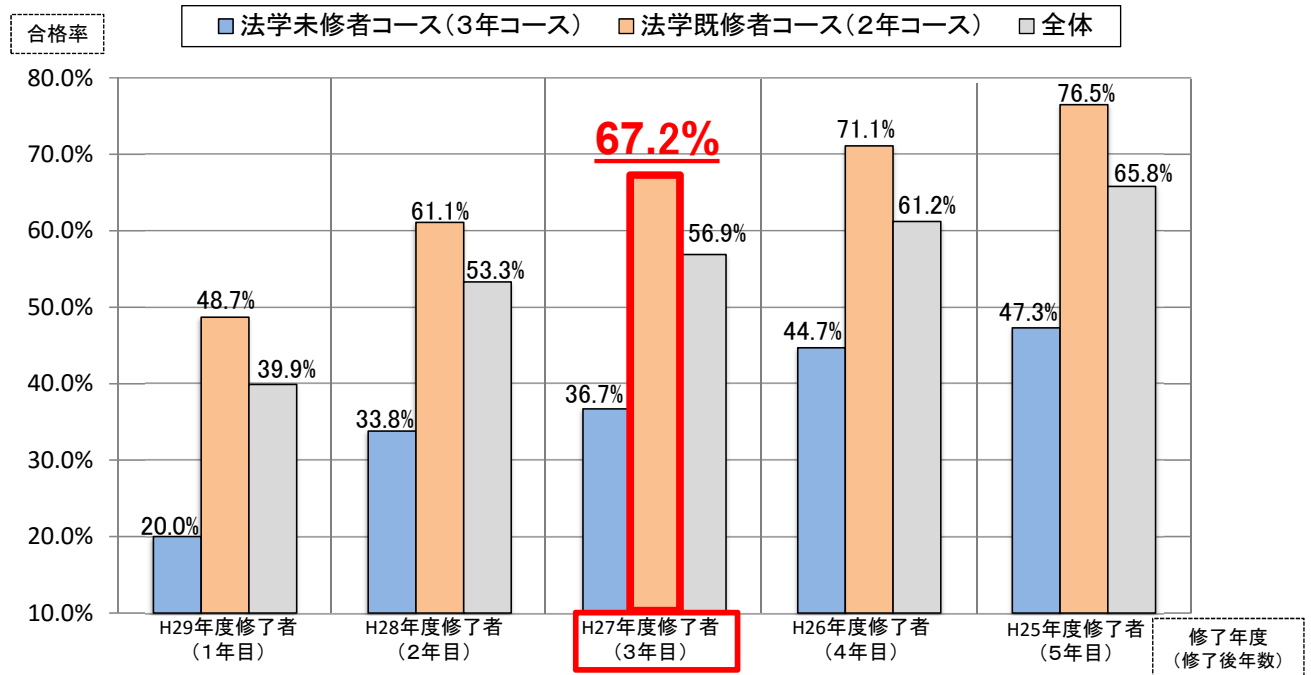
- ・ 法学未修コース修了後1年目の合格率は32.3%から17.3%に低下。
- ・ 法学既修コース修了後1年目の合格率は40%から50%の幅で推移。



直近の修了年度別司法試験累積合格率

法学既修コース修了者 ■ は修了後3年目で累積合格率 **約7割**

法学未修コース修了者 ■ は修了後5年目で累積合格率 **約5割**



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、平成30年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成31年3月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

直近の修了年度別司法試験累積合格率(法学・非法学部別)

法学既修コース修了者 (うち法学部出身者 ■)

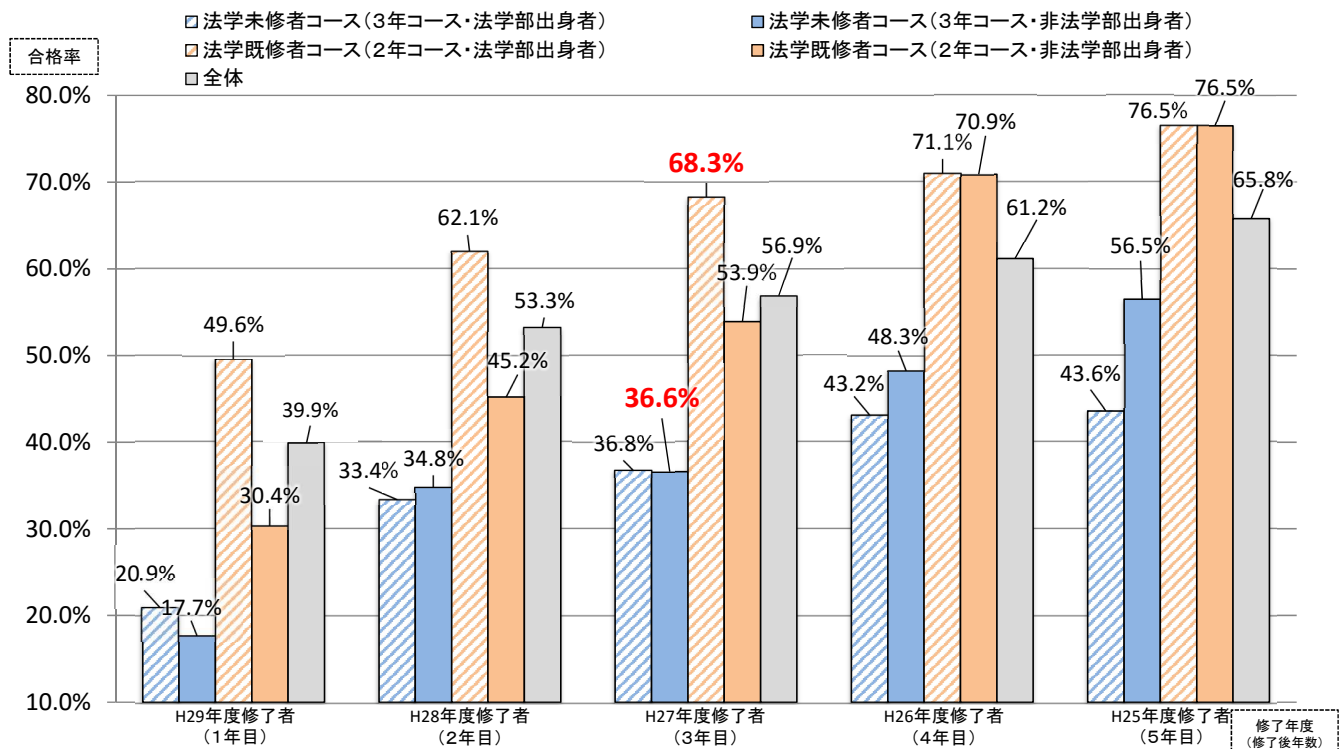
は修了後3年目で累積合格率 **約7割**

法学未修コース修了者 (法学部 ■・非法学部出身者 ■)

は修了後5年目で累積合格率 **約5割**

法学未修コース修了者 (うち非法学部出身者 ■)

は修了後3年目で累積合格率 **約4割**



※ 募集停止・廃止校を除く35校を対象として、平成30年司法試験までのデータを用いて算出している。(平成31年3月時点)
 ※ 司法試験累積合格率は、法科大学院修了者数のうちの司法試験実受験者数を用いて算出している。

法学未修者教育に関するこれまでの議論の経緯

	中教審等における提言の主なポイント	関連施策
H16		
H17		
H18		
H19		
H20		
H21	○「法科大学院教育の質の向上のための改善方策について(報告)」(平成21年4月17日 法科大学院特別委員会) ・授業科目やその内容について、適切な科目区分整理を行い、法律基本科目の質的充実 はもとより量的充実を図ることが必要。 ・法学未修者1年次における法律基本科目について、履修登録単位数の上限を36単位と する原則を維持しながら、最大42単位とすることを認める弾力的な取扱いが必要。 ・法学未修者1年次の授業の実施については、双方向・多方向的な授業方法を基本とし つつ、講義形式による授業方法との適切な組み合わせを行うなど、授業方法の一層の工 夫が必要。 ・法学未修者1年次における成績評価・単位認定及び2年次への進級判定は厳格に行わ れることが必要。 ・認証評価機関における評価に当たっても、上記の考え方に従い評価基準や解釈指針 及びその適用の在り方について今後検討が必要。	
H22		・1年次について、履修登 録上限単位数の標準である36単位を超えて、法律基 本科目を6単位 増加させる ことを可能とした(省令・通知) ⇒ 法律基本科目の 配当科目数が 増加 ・成績評価・進級判定・修了認定が厳格化 ⇒ 標準 修了 年限 での 修了率が 低下
H23		
H24	○「法科大学院教育の更なる充実に向けた改善方策について(提言)」(平成24年7月19日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会) ・法科大学院における法学未修者教育に関する優れた取組の共有化の促進 ・入学前に法的知識・考え方などを学べるようにするための取組等の促進 ・法学未修者教育充実のための新たなワーキング・グループを設置し、改善方策につい て集中的に検討する体制の構築が必要	○「法学未修者教育の充実方策に関する調査検討結果報告」(平成24年11月30 日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 法学未修者教育充 実のための検討ワーキング・グループ) ・法科大学院全体を通じた厳格な到達度判定の仕組 み である 共通到達度確 認試験の実施を提言 ・法律基本科目をより重点的に学ぶことのできる仕組 み の導入を提言 ・未修者教育に関する優れた取組をまとめた 事例集を作成
H25	○「共通到達度確認試験等に関する調査検討経過報告」(平成25年11月22日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院特別委員会 共通到達度確認試験等に関する 検討ワーキング・グループ) ・法学未修者がより多く法律基本科目の履修が可能となるよう単位数の増加及び配当年 次の在り方について見直しを検討することが考えられる。 ・多様な学修経験や実務経験・社会経験等を有する法学未修者には展開・先端科目群な どの一部履修を軽減するなどの措置を講じることが考えられる。 ・このような取組を適正に評価できるよう、認証評価機関の評価基準等の見直しが行われ るようにする必要がある。 ・法学未修者の法律基本科目の学修理解を深めることに資するため、既存の教育研究組 織が提供する授業科目を補習的に活用することが考えられる。	
H26	○「法科大学院教育の抜本的かつ総合的な改善・充実方策について(提言)」(平成26年10 月9日 中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会) ・法科大学院教育における「プロセス教育の確立」のため、法学未修者について追加が認 められている法律基本科目の配当年次の拡大やその単位数の更なる増加を可能とする など法学未修者教育の充実や、法学既修者をも対象とする共通到達度確認試験(仮称) の導入、指導における司法試験問題等の活用や若手実務家の協力などを通じた法曹と して不可欠な基本的知識・理解の修得の徹底することが必要	○「法学未修者に対する法律基本科目の指導の充実について(通知)」(26文科高 第393号、平成26年8月11日) ・法学未修者を対象として法律基本科目の単位数を増加させた場合に、法学既 修者が30単位を超えて修得したものとみなすことができる単位数について、これ まで1年次において6単位まで認められていたものを、1年次と2年次で合わせて 10単位程度に増加させるとともに、2年次も含めて、法律基本科目の学修のた めであれば、44単位程度まで履修の上限の適切な範囲内であるとした。 ・十分な実務経験を有する者について、相当する展開・先端科目に代えて法律 基本科目を2～4単位程度履修することも可能であるとした。
H27		○ 共通到達度確認試験の試行開始(～平成30年度)
H28	○「統一適性試験の在り方について(提言)」(平成28年9月26日 中央教育審議会 大学 分科会 法科大学院特別委員会) ・適性試験以外の方法による入学者選抜についての一定のノウハウがすでに蓄積されて いると考えられる状況も鑑みるとともに、28年調査の結果も踏まえると、未修者につい ても、統一適性試験の利用を法科大学院の任意とすべき。 ・文部科学省において、未修者の入学者選抜についてのガイドラインを策定し、各法科大 学院と法科大学院を対象とした各認証評価機関に提示し、認証評価機関において、当該 ガイドラインを踏まえた各法科大学院の取組を評価することで、受験者の適正判定の適 確性・客観性を担保すべき。	○「法科大学院未修者等選抜ガイドライン」(平成29年2月13日 中央教育審議会 大学分科会 法科大学院特別委員会)を作成
H29		
H30	○「法科大学院等の抜本的な教育の改善・充実に向けた基本的な方向性」(平成30年3月 13日 中央教育審議会大学分科会 法科大学院等特別委員会) ・法科大学院入学者に占める法学系課程以外出身の者又は実務経験者の割合を「3割 以上」とする文部科学省告示の基準は、入学者の質の確保の観点から見直すべき。 ・進級時に共通到達度確認試験を受けさせることなど、学生の質保証の仕組みを導入・ 整備することが必要。 ・新しい「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」において、未修者教育を効 果的に行っている法科大学院に対しては、より安定的・継続的に支援することが必要(例 えば複数の法科大学院が連携して未修者教育を実施、法学部の法曹コースに純粋未修 者の教育機能を分担させる取組、多様なバックグラウンドを有する法曹を輩出している法 科大学院への評価) ・教育課程や入学者選抜の在り方を含めて調査研究を実施し、共有可能とする。 ・未修1年次の特定科目について若手実務家の活用の促進を検討。 ・社会人として十分な実務経験を有する者の入学の促進策も含め、未修者教育の改善 のための必要な支援方策について、地方における法曹養成機能にも配慮しつつ、引き続 き検討。	○「専門職大学院に関し必要な事項について定める件の一部を改正する告示」(平 成30年文部科学省告示第66号) ⇒法科大学院の入学者選抜に関する努力義務の削除 法科大学院の入学者選抜について、入学者のうち、法学を履修する課程以外 の課程を履修した者又は実務等の経験を有する者(以下「法学未修者等」とい う。)の割合が3割以上となるように努めなければならないこととしている規定を削 除すること。(第三条関係) ○ 法科大学院全国統一適性試験の任意化(不実施)
R1 (H31)		○ 法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律等の改正 ・法科大学院における法曹となろうとする者に必要な教育を段階的・体系的に実 施することを明確化 ・職業経験を有する者等への入学者選抜における配慮の明確化